

健生食輸発0828第1号
令和7年8月28日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和7年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(タイ産アカシアのインドキサカルブ、中国産ねぎのチアメトキサム、ベトナム産き
だちとうがらしのエトキサゾール及びミャンマー産赤とうがらしのトリアゾホス)

標記については、令和7年3月28日付け健生食輸発0328第2号(最終改正:令和7年
8月26日付け健生食輸発0826第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき
実施しているところである。

今般、これまでの検査実績を踏まえ、タイ産アカシア、中国産ねぎ、ベトナム産き
だちとうがらし及びミャンマー産赤とうがらしについてのモニタリング通知を下記の
とおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

1. 別表第2から削除

- ・タイ産アカシア及びその加工品(簡易な加工に限る。)のインドキサカルブ
- ・ベトナム産きだちとうがらし及びその加工品(簡易な加工に限る。)のエトキサゾール
- ・ミャンマー産赤とうがらし及びその加工品(簡易な加工に限る。)のトリアゾホス

2. 別表第3から削除

- ・タイ産アカシア及びその加工品(簡易な加工に限る。)のインドキサカルブ(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「POMSIAM INTERMARKETTING CO.,LTD.」であるものに限る。)
- ・中国産ねぎ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のチアメトキサム(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「YISHUI BAOPING FOODSTUFF CO.,LTD」であるものに限る。)
- ・ベトナム産きだちとうがらし及びその加工品(簡易な加工に限る。)のエトキサゾール(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「TNL AGRICULTURAL AND FISHERY COMPANY LIMITED」であるものに限る。)
- ・ミャンマー産赤とうがらし及びその加工品(簡易な加工に限る。)のトリアゾホス(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「NATURAL FARM FRESH MYANMAR CO.,LTD.」であるものに限る。)